資料3

気仙沼地域部会の立上げ

1.宮城サイクルツーリズム推進協議会の取組み状況

2.地域部会の役割

3.気仙沼地域部会の立上げ

1.宮城サイクルツーリズム推進協議会の取組み状況

- 当協議会では、沿岸地域と内陸部が一体となり国内外からの多様な旅行者が県内各地を安全に自転車で周遊できる環境の構築により、地域の活性化を目指している。
- 現在、沿岸地域における漁港・海産物などの魅力を活かしつつ、東日本大震災の遺構や伝承施設等を巡るルートである「震災復興・伝承みやぎルート」の整備を行っており、全長約280kmのうち約230kmを整備済み。（路面表示、自転車通行帯、案内看板など、R8.3時点）

※整備延長は聞き取りやグーグルマップより県独自で算出

資料1

宮城サイクルツーリズム推進協議会規約（案）

（名称）
第１条　本会は、宮城サイクルツーリズム推進協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

（目的）
第２条　沿岸地域と内陸部が一体となり、地域観光資源や震災遺構・震災伝承施設など、国内外からの多様な旅行者が県内各地を安全に自転車で周遊できる環境を構築することにより、地域の活性化を目指す。

（所掌事務）
第３条　協議会の所掌事務は、次の各号に掲げたとおりとする。
（１）サイクルツーリズムを推進する取り組みの検討・実践
（２）サイクルツーリズムの推進に関する課題・情報の共有、人材のネットワーク化
（３）その他、目的を達成するために必要な事項

（構成）
第４条　協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。
２　委員の任期は１年とする。ただし、再任は妨げない。
３　協議会には、部会を設置する。
４　部会の役割・構成員は別に定める。
５　委員の途中退任における補欠委員の任期は、前任者の残任期とする。
６　部会には、部会長をおく。

（役員）
第５条　協議会活動の円滑な推進のため、以下の役員をおく。
２　会長は、国土交通省仙台河川国道事務所長をもって充てる。
３　会長は、協議会の議長となり、会務を統括する。
４　会長は、必要があると認めるときは、会務の補佐をおこなう者を委員から指名することができる。

（招集）
第６条　協議会の会議は、会長が招集する。
２　会長は必要があると認めるときは、委員外の者に対し、協議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。
３　部会長は、部会構成員のなかから協議会へ出席する者を指名することができる。

（公開）
第７条　協議会は原則として公開とし、議事要旨は委員会後速やかにホームページにて公開する。ただし、特段の理由があるときは会議を非公開にすることができる。

（事務局）
第８条　協議会の事務局は、仙台河川国道事務所ならびに宮城県が行う。
２　事務局は、庶務及び協議会の方針に基づく協議会関係者ならびに各団体等と横断的な調整を担う。

（規約の改正）
第９条　本規約に変更の必要が生じた時は、協議会の会議において検討のうえ変更するものとする。

附則　本規約は平成３１年　１月３１日から施行する。
令和　４年　５月１７日改正
令和　８年　３月２６日改正

宮城サイクルツーリズム推進協議会_規約



震災復興・伝承みやぎルート

（一）大島浪板線　気仙沼大島大橋



（一）大島浪板線　鹿折地区



（主）塩釜七ヶ浜多賀城線 花渕浜地区



1.宮城サイクルツーリズム推進協議会の取組み状況

- 「震災復興・伝承みやぎルート」は長距離かつ高低差があるため、滞在日数やニーズ、サイクリストのレベルに合わせ多様なアクセスルート設定が可能となる地域ルートを検討予定。
- 具体的なルートについては、地域部会を立上げ地域の特性を踏まえたルートを設定する。



宮城サイクルツーリズム推進協議会_取組チラシ



※地域部会において、具体的なルート等を検討

2.地域部会の役割

- 地域部会では、多様なニーズに対応した地域ルートの設定等、地域の特性を生かしたサイクルツーリズム推進の実現に向けて検討を行い、その内容について協議会へ報告する。
- 協議会は、各地域部会の取組み内容の共有するとともに、県内の広域調整及び連携を図る。

道路拡幅・自転車道・標識整備
観光コンテンツの魅力向上
農業・漁業棟の体験型観光の立案
関係地域・ルート・団体間の連携

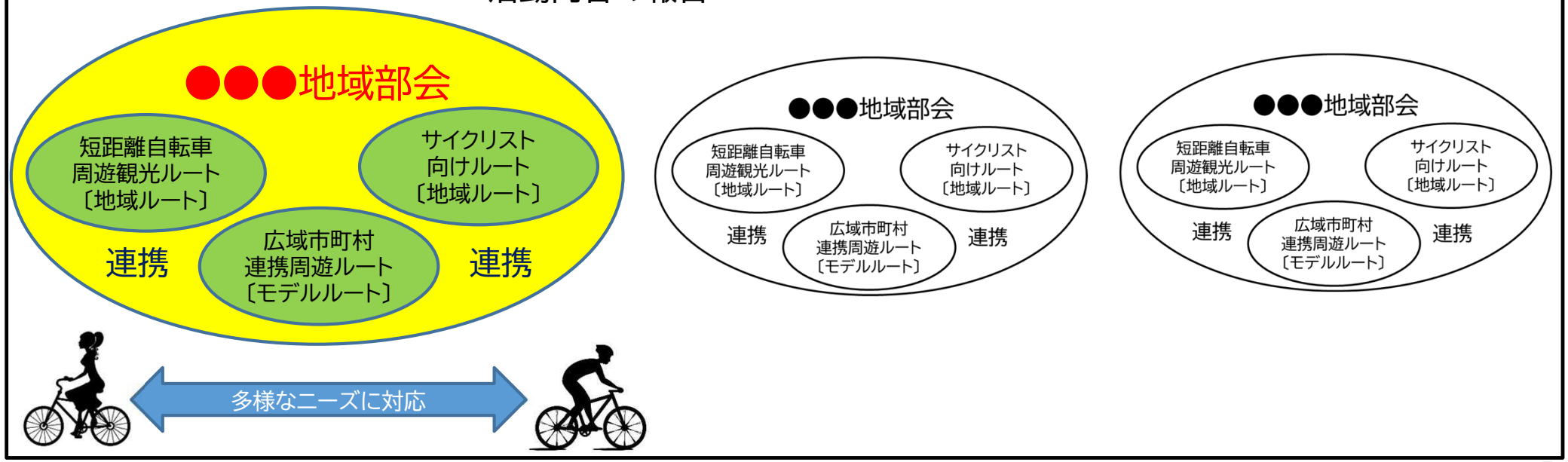
※具体的内容については、各地域部会・専門部会等により検討・実施

サイクルツーリズム推進協議会
交通事業者
交通関連事業者
商工会議所
道路管理者
有識者
など

魅力的な広報・PR手法の検討
旅行商品の開発・広報
スポーツイベントとの連携など
サイクルツーリズムの推進

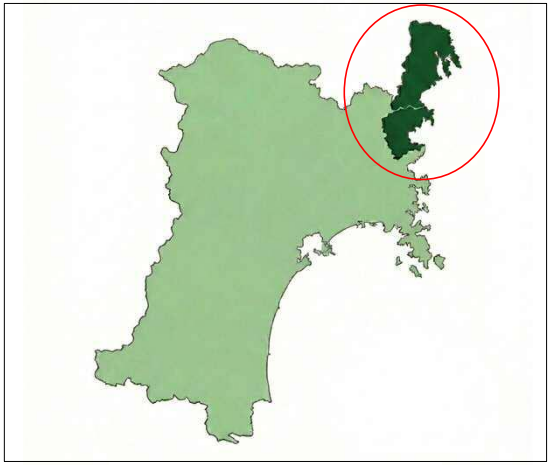
県内の広域調整及び連携を図る。

活動内容の報告



3.気仙沼地域部会の立上げ

- 気仙沼・本吉圏域では、直轄国道、県管理道路を中心に自転車走行の道しるべとなるブルーラインなどの整備が概ね完了している。
- 当圏域では、安全に自転車で周遊できる環境を構築することにより、地域の活性化を目指し、関係自治体を参集し基幹ルート及び整備状況の確認、また、自転車を活用した気仙沼地域の振興状況や課題について意見交換をする場として、気仙沼地域部会準備会を行ってきた。



気仙沼・本吉圏域_位置図
（気仙沼市・南三陸町）

●気仙沼地域準備会の内容

【令和7年8月27日】
- ・サイクルツーリズムに関するこれまでの取組みについて
- ・気仙沼・本吉エリアにおける基幹ルート及び整備状況について
- ・自転車を活用した気仙沼地域の振興について
- ・気仙沼・本吉圏域の部会立上げの意思決定

【令和7年10月23日】
- ・地域ルート設置（案）について
- ・気仙沼・本吉圏域サイクルツーリズム振興方針（案）について

●意見交換会参集メンバー

- ・仙台河川国道事務所　気仙沼維持出張所
- ・気仙沼警察署
- ・南三陸町警察署
- ・気仙沼市産業部観光課
- ・気仙沼市建設部土木課
- ・気仙沼市建設部都市計画課
- ・南三陸町商工観光課
- ・南三陸町建設課
- ・気仙沼地方振興事務所地方振興部
- ・気仙沼土木事務所
- ・宮城県経済商工観光部観光戦略課
- ・宮城県土木部道路課



令和7年8月27日_準備会状況写真



令和7年10月23日_準備会状況写真

3.気仙沼地域部会の立上げ

- 気仙沼・本吉圏域において、更なるサイクルツーリズム推進や課題解決のためには、民間企業や関係団体が連携していくことが必要となる。
- サイクルツーリズム推進の実現に向け、「気仙沼地域部会」を設立する。

【気仙沼地域部会準備会により出された課題】

・住民のサイクルツーリズムへの認知度・関心・期待の低さ。
・サイクルラックやレンタサイクルの整備が進んでいない。
・自転車店が少ない。
・気仙沼・本吉圏域までの交通手段の脆弱性

【課題解決に向けた方向性、更なるサイクルツーリズムの推進の取組み】

・多様なアクセスルート設定が可能となる地域ルートの検討
・受入れ環境の整備（ゲートウェイ・サイクルステーションの整備、サイクルラック設置
サイクルマップ作成など）
・交通安全管理（交通ルールの啓発、ルート路面の維持管理など）
・地域との連携（サイクルラック設置等の協力事業者の公募など）
・振興・プロモーション（公式サイト・SNSアカウントの開設・情報発信など）

具体的な内容については、民間企業や関係団体が連携し地域部会にて検討

更なるサイクルツーリズム推進や課題解決に向け気仙沼地域部会を設立

気仙沼・本吉圏域（気仙沼市・南三陸町）を対象地区とし「気仙沼地域部会」を設立